

# 自家用係 Q & A

- 最近、特に多い自家用係宛ての質問について答えをまとめました。
- どういった書類を出すべきかわからない場合、まずは以下のリンクをご確認ください。

関東東北産業保安監督部 電力安全課HPより

自家用電気工作物に関する手続きの方法

<https://www.safety-kanto.meti.go.jp/denki/jikayou/jikayou00.html>

- 読んでもわからない、確認したい点がある場合は、以下のメールアドレスより用件、説明資料等をお送りください。

メール：[kanto-jikayo2020@meti.go.jp](mailto:kanto-jikayo2020@meti.go.jp)

- 参考：経済産業省 本省 電力安全課 HPより  
新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う電気保安規制の対応について(よくある質問)  
[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2020/03/20200302.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/03/20200302.html)

## Q. 書類の郵送先、提出方法を教えてください

### A. 各種書類の郵送先

〒330-9715

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 合同庁舎1号館11階  
経済産業省 関東東北産業保安監督部 電力安全課  
自家用係あて

- 提出に必要な部数は**1部**です。
- 受領印が必要な部数分、**控え**を同封ください。
- 受領印を押さないものは控えとして同封しないでください。  
例：保安規程、外部委託承認申請書の契約書、その他説明資料等
- 控えを入れた場合、返信用の封筒を同封してください。

返信用封筒には**返信先を記入**し、**切手を貼付**ください。

何らかの理由で受け付けられない場合、保管せず、返信用封筒で返送いたします。

Q. 届出等の右上の日付はどうすべきか。

---

A. 郵送した日、もしくは空欄で郵送してください。

Q. 受領印が押されていない書類が返送されたんだけど。

---

A. 以下のような、承認行為が必要な申請書については受領印は押しません。承認した旨をはがきで通知しておりますので、はがきと控えを併せて保管ください。

なお、はがきの送付には**約 3 週間**、お時間を頂いています。

- 保安管理業務外部委託承認申請書
- 主任技術者兼任承認申請書
- 主任技術者選任許可申請書

Q. 送った書類の一部を処分（返送）してほしいんだけど。

例：外部選任時の契約書コピーを処分、主技選解任時免状の写しを返送

---

A. どの書類を処分（返送）すべきか、付箋等で示した上で送付状等へ一筆、その旨をお書きください。

Q. 4月で代表者が変わったけど出す書類がわからない。

---

A. ばい煙（騒音・振動）発生施設に該当する自家用電気工作物がある場合にのみ、ばい煙（騒音・振動）発生施設に関する変更届を提出してください。それ以外で提出が必要な書類はありません。

Q. コロナウィルス(緊急事態宣言)の関係で届出等の提出が遅れそう。どうすれば良いか。

---

A. 準備ができ次第で構いません。速やかに送付ください。

Q. コロナウィルス(緊急事態宣言)の関係で月次点検、年次点検が実施できない。どうすれば良いか。

---

A. 詳しくは以下のリンク（中段）をご参考ください。

経済産業省（本省） 電力安全課より

新型コロナウイルス感染症に伴う電気保安規制への対応について（よくあるご質問）

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2020/03/20200302.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/03/20200302.html)

なお、延期、中止の際にはその理由を記録に残し、後日確認した際に延期、中止の理由がわかるようにしてください。